

よりよい学生生活のために

アルバイトをしたい時

学生がアルバイトをする目的は、学費やクラブ・サークル費の捻出、レジャーのためなどの経済的側面ばかりではありません。最近ではアルバイトを社会的体験の場として積極的にとらえようとする傾向があるようです。気をつけてほしいことは、アルバイトだからといっていい加減な勤務にならないように。そして何よりも大切な学業がおろそかにならないようにすること。また、アルバイト先や勤務時間については、保護者に知らせ、無理のない活動になるようにすること。

本学でのアルバイト紹介

売店掲示板に、求人の掲示を出します。希望の学生は、自分で先方と話し合いのうえ、保護者の承諾のもとアルバイト先を決めてください。アルバイト期間中に問題（深夜に及ぶ勤務、過重な勤務、テスト期間中の勤務の強要、実習期間中の勤務の強要等）が起きた場合は直ちに学生課に届け出てください。

奨 学 金

1 日本学生支援機構

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」または「給付」する制度。

〈貸与型奨学金〉

(1) 奨学生の資格

経済的理由により修業に困難があると認められる人。学校が人物・学力・家計の推薦基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、機構に推薦する。

(2) 奨学金の種類

①第一種奨学金（無利子）、②第二種奨学金（有利子）、③入学時特別増額貸与奨学金（有利子、一時金。入学時の諸費用の負担を補うことを目的として、10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択。申込みは入学時の1回のみに限る。ただし、③のみの貸与はできない）

(3) 貸与月額

第一種奨学金（自 宅）2万円、3万円、4万円、5万3千円

（自宅外）2万円、3万円、4万円、5万円、6万円

第二種奨学金 2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択

(4) 募集期間

第一種、第二種奨学生は年に1回4月に行う。条件を満たせば、入学時特別増額貸与奨学金を申込みすることも可能。緊急採用（無利子）、応急採用（有利子）は随時受け付ける。

(5) 申込み手続き等

予約進学者（高校時代に申込み済みの場合）、新規申込者（高校時代に申込んでいない場合）、いずれの場合も4月に説明会を実施するので、学生部の掲示に従う。

特に予約進学者の場合は、「進学届」を提出しなければ採用にならないため、必ず説明会に参加すること。

〈給付型奨学金〉

(1) 奨学生の資格

申込み資格及び選考基準の両方を満たす人が対象。（詳細は日本学生支援機構HPで確認）

(2) 支給額

区分、自宅通学と自宅外通学によって異なる。

第Ⅰ区分・・・自宅通学 38,300円(42,500円) 自宅外通学 75,800円

第Ⅱ区分・・・自宅通学 25,600円(28,400円) 自宅外通学 50,600円

第Ⅲ区分・・・自宅通学 12,800円(14,200円) 自宅外通学 25,300円

※生活保護世帯、児童養護施設から通学する人は上記()内の金額。

(3) 申込み手続き等

予約進学者、新規申込者いずれの場合も4月に説明会を実施するので、学生部の掲示に従う。

文部科学省修学支援新制度について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

日本学生支援機構奨学金について(貸与、給付)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

2 宮崎県育英資金

向学心に富み、優れた素質を有する学生であって、経済的理由により修学が困難な方に対し、育英資金を貸与することにより、将来有為な人材を育成することを目的とする。

(1) 出願の資格

① 申請者の主たる生計維持者が、宮崎県内に居住していること

② 短期大学に在籍していること

注) 日本学生支援機構の奨学金等、他の奨学金との重複採用はできない。

(2) 貸与月額

(上限) 52,000円(自宅) 59,000円(自宅外)

(3) 貸与期間

在学する学校の修業年限の範囲内

(4) 出願手続き

希望する学生は、必要書類を期日までに提出し、学長より推薦を受けなければならない。

3 壽崎育英財団

(1) 申請の資格

申請者の生計を主として維持している者が宮崎県に居住していること。

(2) 支給月額 1万円

※返済義務なし。但し、毎月、近況報告と受領書を提出しなければならない。

(3) 支給期間

1年間。継続を希望する者は年毎に申請する必要がある。

4 交通遺児育英会

(1) 応募資格

保護者等が道路上の交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため学資に困っている者。

(2) 貸与月額(交通遺児育英会)

4万円(内2万円給付)、5万円(内2万円給付)、6万円(内2万円給付)

(3) 入学一時金

40万円、60万円、80万円より選択(無利子)

(4) 貸与期間

修業最短期間

5 あしなが育英会

- (1) 保護者等が災害または不慮の事故・病気で死亡したり、著しい後遺傷害で働けないため学資に困っている者。
- (2) 貸与月額
7万円（内貸与4万円、給付3万円）（一般貸与）（無利子）
8万円（内貸与5万円、給付3万円）（特別貸与）（無利子）
- (3) 貸与期間
修業最短期間

6 保育士修学資金貸付等制度

- (1) 保育士を養成する学校その他施設に在学する者で、卒業後宮崎県内の保育所等で5年間就労する意志がある者。
- (2) 貸与額
修学資金／月額5万円以内
入学準備金／20万円以内（貸与初回）
就職準備金／20万円以内（貸与最終回）
※詳しいことは宮崎県社会福祉協議会福祉人材センターにお尋ねください。
福祉人材貸付相談室 TEL 0985（61）2424

7 その他

- (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸与（母子家庭、父子家庭のためのもの）
就学支度資金（入学時） 自宅通学生 58万円（無利子）
自宅外通学生 59万円（無利子）
修学資金（月額） 自宅通学生 9万3千円（無利子）
自宅外通学生 13万1千円（無利子）
- (2) 生活福祉資金の貸与（修学が困難と思われる経済状態にある家庭のためのもの）
※詳しいことは宮崎県社会福祉協議会に尋ねてください。
- (3) 各県及び市町村の奨学金
※詳しいことは各県市町村の福祉担当部署に尋ねてください。

カウンセラー室の利用

（カウンセリングの利用）

本学では、円滑な学生生活を営んでもらうためにカウンセラーがサポートします。気軽に利用してください。

～こんなときにはどうぞ～

- 対人関係（友人・異性・家族・バイト など）の悩み
- 自分自身の内面（不安・緊張が強い など）の悩み
- 身体の不調が続く（だるい・やる気が出ない・眠れないなど）の悩み
- 情緒面（イライラする・急に悲しくなる・ゆううつになる など）の悩み
- 進路についての相談
- その他

カウンセリングの予約方法

- 保健管理センターに希望の日程を伝えてください。
- 学内Gmailを利用し、カウンセラーにメールで希望の日程を伝えてください。
- 直接カウンセラー室に来てください。

保健管理センターの利用

保健管理センターは、学生ならびに教職員の健康維持増進を目的として、以下のとおり保健衛生上の役割を担っています。有意義な学生生活を送るには、健康が大切な要素の一つです。常日頃から健康管理に留意し、疾病予防に心がけ、併せて病気の早期発見・早期治療を第一に考えます。そのためにも学校が行う定期健康診断は必ず受診してください。

(1) 応急処置

学校でけがをしたり発病した場合には、症状に応じた応急処置をします。また医師等による治療の必要を認めた場合は医療機関への受診を手配します。

(2) 健康相談

心身の健康上の相談に応じて保健指導をします。また必要な時は、校医に連絡し指示を得ます。要治療者には、必要に応じて医療機関を紹介します。

(3) 定期健康診断の企画・実施

内科検診と結核検診（胸部レントゲン）を毎年4月に実施します。定期健康診断によって異常が発見された場合には、必ず本人に通知し、事後の指導をします。なお、定期健康診断を受診しなかった人は、各自医療機関で受診して診断書を提出しなければなりません。

(4) 身体計測

内科検診時に身長・体重を測定します。

(5) 就職時における健康診断書の発行

本学で行う定期健康診断（校医による内科検診及び結核検診（胸部レントゲン））を受診した人には必要に応じて健康診断書を交付します。交付手続きは、成績証明書等と同様です。

(6) 保育所・幼稚園・福祉施設等実習前の腸内細菌検査（検便）の実施と診断書の作成

保育所・幼稚園・福祉施設等実習に先立ち、定期健康診断の結果をもとに証明書を作成し、各施設長あてに提出します。腸内細菌検査（検便）の結果は個票で各自で実習先に提出します。

腸内細菌検査（検便）は保育所実習、幼稚園実習、福祉施設等の実習の開始前に実地します。実習希望者は全員検査を受けてください。なお、腸内細菌検査（検便）は期間内に必ず提出してください。学校で受けられなかった場合は、個人で受けて証明をとることになります。

(7) 「学生教育研究災害傷害保険」に関する手続き

次の①②③に該当する場合は必ず報告してください。詳細は入学後のオリエンテーション時に配布したしおりをよく読んでください。

- ① 正課中・学校行事中に事故にあっけがをして受診した時。（通院1日から）
- ② ①③以外で学内や通学途中の事故でけがをして、4日以上受診した時。
- ③ 課外活動中にけがをして、14日以上受診した時。

(8) 「学研災付帯賠償責任保険」に関する手続き

実習中、実習の対象児（者）にけがをさせたり、その器物を壊したりして実習生が法律上の損害賠償責任を負った時、損害賠償の実費が支払われます。必ず報告してください。詳細は入学後のオリエンテーション時に配布したしおりをよく読んでください。